

委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 岩手県立宮古高等技術専門校寄宿舎賄業務
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 岩手県宮古市松山第8地割29番3 寄宿舎「向技寮」
- 4 委託料 金〇〇〇〇〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円)
- 5 契約保証金 金〇〇〇〇〇〇〇円

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別記「岩手県立宮古高等技術専門校寄宿舎賄業務委託仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第4条 乙は、毎月の業務が完了した都度、別記様式による寄宿舎賄業務日計表（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の委託業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

4 甲は、前項の検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示できるものとする。

5 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

6 前3項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第5条 乙は前条第3項（前条第6項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、寄宿舎賄業務委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額〇〇〇〇〇〇円

3 甲は、前1項の規定により寄宿舍賄業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延したした場合には、乙に対して、支払いの日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき、令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

第7条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、数に応じ、契約金額から既成部分相当額を控除した額につき令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率の割合で計算した違約金を徴収することができる。

第8条 甲は、乙が実施した委託業務に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債権の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第4条第4項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 乙が、委託業務を実施できなくなったとき。

(3) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、又はその支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第 11 条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第 12 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は契約を解除することができる

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の 3 分の 1 以下となるとき。
- (2) 第 3 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を越えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

第 13 条 第 9 条又は第 10 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 14 条 乙は、第 9 条又は第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

第 15 条 乙は、第 9 条又は第 10 条の規定により、契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第 12 条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

第 16 条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯、電力及びガスを無償で提供するものとする。ただし、乙は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

3 甲は、乙に対し従業員の休憩室として休憩室 9.0 m²を無償で供与するものとする。

4 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備等について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 17 条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

第 18 条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第 19 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡した場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第 20 条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たものについては、この限りではない。

第 21 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年(4)月(1)日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立宮古高等技術専門校
校長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○○ 印